

## 福山市交流館使用に係る電子申請サービス利用規約

### (定義・目的)

- 第1条 交流館使用に係る電子申請サービス（以下「本サービス」という。）は、福山市交流館条例に基づき設置する福山市交流館（以下「交流館」という。）の使用に係る使用許可申請書の提出と交流館使用許可書（以下「許可書」という。）の交付及び交流館入口開錠のための電子錠（以下「スマートロック」という。）の暗証番号の通知を、電子申請システムで行うサービスです。
- 2 本サービスにより、交流館使用に係る利便性を向上させ、市民が使い易い環境を整備することで、交流館を拠点とした地域におけるまちづくりの推進をめざすものです。本規約は、本サービスに関する必要な事項を定めます。

### (対象交流館及び対象者)

- 第2条 対象となる交流館は別表に掲げる交流館です。これらの交流館において、本サービスの利用を希望し利用者登録する者（以下「利用者」という。）を対象者とします。

### (利用するシステム)

- 第3条 本サービスは、「株式会社H A R Pが提供する利用規約」に基づきスマートロックと連動したオンライン申請システム「ひろしま・やまぐち公共施設予約サービス」により提供します。

### (規約の適用範囲及び変更)

- 第4条 本規約は、本サービスに関する利用者と福山市（以下、「本市」という。）との間の利用関係に適用されるものとします。
- 2 本市は、利用者の承諾なしに、本規約を隨時変更できるものとし、本市ホームページへの掲載やあらかじめ使用を希望する交流館に登録したメールアドレス（以下、「登録アドレス」という。）へ通知する等の方法で周知します。

### (サービス内容)

- 第5条 福山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第4条に基づき、利用者は、ひろしま・やまぐち公共施設予約サービスの申請フォームに沿って交流館使用許可を申請することで、福山市交流館条例施行規則第2条第1項に定める使用許可申請書を提出したものとします。
- 2 利用者は、あらかじめ交流館から通知された使用許可により、交流館を使用できるものとします。使用許可後に通知されたスマートロックの暗証番号により交流館に入館することができます。

### (利用条件)

- 第6条 本サービスを利用する者はあらかじめ利用者登録をする必要があります。登録の際は、利用を希望する交流館へ来館のうえ、交流館の使用条件及び使用制限並びに本サービス内容について交流館職員（以下「職員」という。）から説明を受け、「交流館オンライン貸室利用団体登録申請書」（以下「登録申請書」という。）を提出するものとします。
- 2 登録申請書の提出を受けた交流館は、内容を審査し、内容が適切であると認める場合は利用者登録を行い、利用者番号を付与します。

- 3 複数の交流館を利用しようとする者は、交流館ごとに本サービスの利用者登録が必要です。
- 4 本サービスは、登録申請書に記載した内容の活動において利用することができるものとします。交流館使用内容が登録申請書の記載内容と異なる場合には本サービスの利用はできません。
- 5 本サービスを利用し、使用許可通知を受けた後、使用を許可された交流館を連絡なく使用しなかつた場合、以後の本サービス利用を停止する場合があります。

#### (利用申請)

第7条 本サービスは交流館の使用を希望する日の3か月前から3日前において24時間申請することができます。ただし、第5条第2項のとおり使用許可を得ない限り使用はできません。使用許可に当たっては第8条のとおり交流館ごとに審査を行うため、使用希望日の3開館日（土日祝を除く）前までに申請をしてください。

- 2 職員勤務時間後の申請については、申請後の翌開館日午前8時30分の申請と見なします。この場合において、同日午前8時30分に来館した他の申請者の使用希望日時が重複する場合は、抽選により申請順を決めるものとします。なお、本サービス利用者の抽選は職員が代行するものとします。
- 3 緊急の保守・点検を行う場合、本サービスの一部又は全部を停止することがあります。
- 4 本サービスの運用を停止する場合は、本サービスのトップページで事前に周知しますが、市長が特に必要と認める場合には、予告なしに停止することがあります。

#### (使用許可)

第8条 前条第1項で提出された申請については福山市交流館条例等に基づき申請内容を速やかに審査し、使用日の前日までに、交流館使用許可の通知を登録アドレスへ送るものとします。なお、前日が土曜日、日曜日、祝日及び休館日に当たるときは、その前日とします。

- 2 使用許可申請内容に対し利用者に確認が必要と判断した場合は、電話等にて質問等を行い、利用者はこの質問等に回答するものとします。
- 3 利用者が交流館を使用する際は、使用時に職員から求めがある場合は使用許可に関する通知等を提示できるようにしておくものとします。なお、利用者に対して紙面での許可書は交付しません。
- 4 使用許可通知を受けた後、利用者の都合により交流館の使用を変更又は中止する場合は、利用者から直接交流館に電話等で連絡してください。

#### (利用者番号・パスワードの取扱)

第9条 利用者は、利用者番号及びパスワードについて、利用者の責任において適切に管理するものとし、第三者への漏洩防止に努めるものとします。

#### (利用者登録の変更)

第10条 利用者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合は、直ちに、変更内容が確認できる書類等を、利用登録をした交流館の窓口へ提出し、利用者登録の変更を行うものとします。

#### (利用者登録の亡失・盗難・再発行)

第11条 利用者は、利用者番号及びパスワードを亡失し、又は盗難にあったときは、直ちに利用者登録をした交流館に連絡するものとします。利用者番号・パスワードの再発行を希望する場合

は、当該交流館で本人確認のできる書類等を提示の上、再発行するものとします。

#### (利用者登録の有効期間)

第 12 条 交流館長が利用者として承認した日を登録日とし、登録の有効期間は登録年度の 3 月 31 日までとします。

#### (利用者登録の更新)

第 13 条 利用者登録を更新しようとする者は、登録年度の翌年度 4 月 1 日から 6 月 30 日までに登録更新の手続が必要です。

- 2 登録年度の翌年度 6 月 30 日を過ぎて更新手続のない登録は自動的に廃止されます。
- 3 更新手続は、来館による対面手続を原則とし、職員による団体活動内容や交流館の利用条件の確認後、登録更新申請書類を提出することとします。

#### (利用料金)

第 14 条 本サービスの利用料金は無料です。ただし、メール送受信・申請等のために必要な通信機器等の設備は、利用者が準備をするものとし、それらにかかる費用及びアクセスに伴って発生したインターネットプロバイダー、回線及び通信に係る費用等は利用者が負担するものとします。

#### (利用者の禁止事項)

第 15 条 本市は、利用者が次に掲げる事項を行うことを禁止します。

- (1) 事実に反する情報を提供する行為
  - (2) 故意、過失を問わず、法令に違反する行為、又は違反するおそれのある行為
  - (3) その他、本市が不適切と判断する行為
- 2 前項に違反した利用者は、本サービス利用を停止する場合があります。

#### (本サービスの中止)

第 16 条 本市は、次に掲げる場合が生じたときは、利用者に事前に連絡することなく、一時的にサービスの提供を中断する場合があります。サービスの提供を中断することによる利用者の不利益については、本市は責任を負わないこととします。

- (1) システムの保守、点検整備、サーバー運用上のトラブルに伴いサービス提供が中断した場合
- (2) 火災、停電などによりサービスの提供ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波などの天災によりサービスの提供ができなくなった場合
- (4) その他、運用上、技術上の理由によりサービス提供の一時的な中断を必要とする場合

#### (免責等)

第 17 条 本サービスに関連して利用者間又は利用者と第三者との間で生じた紛争等については、本市は一切責任を負いません。また、利用者は本サービスに関連する損害賠償請求などの訴訟には利用者自身が対応するものとし、当該訴訟につき本市に対して協力や参加は求めないものとします。

- 2 利用者が本規約に反した行為、又は不正、若しくは不正アクセスなど違法な行為によって本市に損害を与えた場合、本市は損害賠償を請求できるものとします。

## 附則

この規約は、2023年(令和5年)7月12日から施行する。

この規約は、2024年(令和6年)5月28日から施行する。

この規約は、2024年(令和6年)10月29日から施行する。

この規約は、2024年(令和6年)12月24日から施行する。

福山市 まちづくり推進課 住所：〒720-8501 福山市東桜町3番5号本庁舎9階

電話番号：084-928-1217 FAX番号：084-928-1229

メールアドレス：[machidukuri-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp](mailto:machidukuri-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp)

## 別表

| 交流館名               | 住所              | 電話番号         |
|--------------------|-----------------|--------------|
| 東交流館               | 東町三丁目7番53号      | 084-925-4264 |
| 西交流館               | 西町一丁目19番2号      | 084-925-0442 |
| 南交流館               | 御門町一丁目1番30号     | 084-932-0374 |
| 霞交流館               | 霞町三丁目4番13号      | 084-921-6179 |
| 多治米交流館             | 多治米町五丁目2番12号    | 084-953-7342 |
| 川口交流館              | 多治米町一丁目30番4号    | 084-953-2393 |
| 曙交流館               | 曙町五丁目16番1号      | 084-953-5942 |
| 新涯交流館              | 新涯町三丁目17番41号    | 084-953-5634 |
| 旭交流館               | 入船町一丁目6番19号     | 084-925-4259 |
| 手城交流館              | 南手城町二丁目10番23号   | 084-931-4009 |
| 深津交流館              | 東深津町六丁目7番1号     | 084-925-4263 |
| 西深津交流館             | 西深津町四丁目1番2号     | 084-924-6009 |
| 樹徳交流館              | 木之庄町三丁目4番23号    | 084-925-0718 |
| 久松台交流館             | 久松台二丁目1番1号      | 084-921-7372 |
| 光交流館               | 草戸町四丁目1番29号     | 084-925-4258 |
| 箕島交流館              | 箕島町329番地        | 084-953-0412 |
| 桜丘交流館              | 奈良津町一丁目9番21号    | 084-924-2584 |
| 川口東交流館             | 東川口町四丁目9番34号    | 084-953-5049 |
| 西交流館本庄コミュニティセンター   | 南本庄三丁目4番15号     | 084-923-8475 |
| 西深津交流館深津コミュニティセンター | 西深津町一丁目5番17号    | 084-923-8103 |
| 桜丘交流館奈良津コミュニティセンター | 奈良津町一丁目9番15号    | 084-925-3026 |
| 泉交流館               | 山手町六丁目37番4号     | 084-951-1557 |
| 山手交流館              | 山手町一丁目9番17号     | 084-951-9381 |
| 津之郷交流館             | 津之郷町大字津之郷863番地2 | 084-951-1002 |
| 赤坂交流館              | 赤坂町大字赤坂340番地1   | 084-951-1001 |
| 瀬戸交流館              | 瀬戸町大字地頭分693番地   | 084-951-1003 |
| 熊野交流館              | 熊野町乙1097番地7     | 084-959-0001 |
| 水呑交流館              | 水呑町三新田一丁目557番地  | 084-956-3943 |
| 田尻高島交流館            | 田尻町2318番地       | 084-956-0219 |
| 鞆交流館（※）            | 鞆町鞆423番地1       | 084-982-2664 |
| 走島交流館              | 走島町58番地         | 084-984-2550 |
| 明王台交流館             | 明王台一丁目2番15号     | 084-952-3511 |
| 内海交流館              | 内海町460番地        | 084-986-3722 |
| 内浦交流館              | 内海町イ1973番地3     | 084-986-3535 |
| 能登原交流館             | 沼隈町大字能登原1589番地7 | 084-987-4460 |

|                   |                 |              |
|-------------------|-----------------|--------------|
| 千年交流館（※）          | 沼隈町大字草深1889番地6  | 084-987-3188 |
| 常石交流館             | 沼隈町大字常石213番地    | 084-987-3839 |
| 山南交流館             | 沼隈町大字中山南7479番地  | 084-988-1981 |
| 泉交流館山手コミュニティセンター  | 山手町六丁目3番20号     | 084-951-5679 |
| 瀬戸交流館瀬戸コミュニティセンター | 瀬戸町大字地頭分80番地1   | 084-951-1809 |
| 鞆交流館鞆コミュニティセンター   | 鞆町後地1208番地      | 084-982-1882 |
| 松永交流館（※）          | 松永町三丁目1番29号     | 084-933-4864 |
| 今津交流館             | 今津町六丁目2番38号     | 084-934-2205 |
| 神村交流館             | 神村町3257番地3      | 084-933-2913 |
| 本郷交流館             | 本郷町1045番地1      | 084-936-1123 |
| 柳津交流館             | 柳津町五丁目7番34号     | 084-933-4216 |
| 金江交流館             | 金江町藁江184番地2     | 084-935-7489 |
| 藤江交流館             | 藤江町2720番地1      | 084-935-7401 |
| 東村交流館             | 東村町2536番地1      | 084-936-0600 |
| 高西交流館             | 高西町一丁目12番16号    | 084-934-3172 |
| 高西交流館高西コミュニティセンター | 高西町三丁目3番10号     | 084-934-2329 |
| 本郷交流館本郷コミュニティセンター | 本郷町2850番地       | 084-936-2312 |
| 神村交流館神村コミュニティセンター | 神村町4790番地1      | 084-934-3445 |
| 松永交流館松永コミュニティセンター | 松永町四丁目14番1号     | 084-934-7142 |
| 有磨交流館             | 芦田町大字上有地123番地3  | 084-958-3849 |
| 福田交流館             | 芦田町大字福田2479番地12 | 084-958-3850 |
| 駅家交流館（※）          | 駅家町大字倉光37番地1    | 084-976-5417 |
| 宜山交流館             | 駅家町大字今岡435番地7   | 084-976-4791 |
| 駅家西交流館            | 駅家町大字近田12番地1    | 084-976-0470 |
| 服部交流館             | 駅家町大字助元70番地     | 084-978-0810 |
| 駅家東交流館            | 駅家町大字法成寺1270番地  | 084-972-4842 |
| 加茂交流館             | 加茂町字芦原491番地1    | 084-972-5541 |
| 広瀬交流館             | 加茂町字北山223番地1    | 084-972-2171 |
| 山野交流館             | 山野町大字山野3785番地   | 084-974-2851 |
| 新市交流館（※）          | 新市町大字新市820番地3   | 0847-52-5546 |
| 網引交流館             | 新市町大字宮内315番地    | 0847-52-5540 |
| 戸手交流館             | 新市町大字戸手1280番地   | 0847-52-5539 |
| 常金丸交流館            | 新市町大字金丸522番地1   | 0847-57-8135 |
| 新市交流館新市コミュニティセンター | 新市町大字新市1022番地   | 0847-52-5541 |
| 引野交流館             | 引野町4013番地1      | 084-941-6665 |
| 旭丘交流館             | 引野町南一丁目17番46号   | 084-943-9787 |
| 緑丘交流館             | 春日町五丁目16番3号     | 084-943-5495 |
| 長浜交流館             | 東手城町二丁目11番25号   | 084-941-7019 |
| 蔵王交流館             | 蔵王町二丁目8番45号     | 084-923-0915 |
| 千田交流館             | 千田町三丁目19番12号    | 084-955-0023 |
| 御幸交流館             | 御幸町森脇181番地1     | 084-955-0392 |
| 大門交流館             | 大門町大門甲60番地      | 084-943-4252 |
| 伊勢丘交流館            | 伊勢丘四丁目6番1号      | 084-947-0511 |
| 野々浜交流館            | 大門町四丁目21番8号     | 084-943-9412 |
| 春日交流館             | 春日町三丁目6番17号     | 084-947-4491 |
| 坪生交流館             | 坪生町五丁目19番17号    | 084-947-2411 |
| 幕山交流館             | 幕山台二丁目24番12号    | 084-947-0095 |
| 日吉台交流館            | 日吉台一丁目16番27号    | 084-943-4054 |

|                    |                |              |
|--------------------|----------------|--------------|
| 大谷台交流館             | 大谷台三丁目13番3号    | 084-948-0136 |
| 緑丘交流館春日コミュニティ館     | 春日町五丁目5番22号    | 084-943-2531 |
| 神辺交流館              | 神辺町大字川南3088番地1 | 084-963-4050 |
| 御野交流館              | 神辺町字下御領46番地2   | 084-966-2424 |
| 竹尋交流館              | 神辺町大字下竹田8番地1   | 084-965-0131 |
| 湯田交流館              | 神辺町大字川北1126番地2 | 084-963-1368 |
| 中条交流館              | 神辺町字東中条186番地1  | 084-967-0740 |
| 道上交流館              | 神辺町字道上994番地5   | 084-963-2391 |
| 中条交流館神辺西コミュニティセンター | 神辺町字西中条7270番地1 | 084-962-2410 |

※警備員がいる交流館は、警備員が鍵の受渡しを行うためスマートロック設置なし

関係法令  
○福山市交流館条例

平成 30 年 3 月 27 日

条例第 17 号

改正 令和 2 年 3 月 18 日 条例第 16 号  
令和 2 年 6 月 22 日 条例第 51 号  
令和 3 年 9 月 30 日 条例第 38 号  
令和 4 年 6 月 28 日 条例第 25 号  
令和 4 年 12 月 19 日 条例第 45 号

(目的及び設置)

第 1 条 地域福祉の向上、地域課題の解決及び学習活動を通じた地域活動の推進を図るとともに、基本的人権の尊重を基底とした地域におけるまちづくり及び住民の交流の促進に寄与するため、福山市交流館（以下「交流館」という。）を設置する。

(使用許可)

第 6 条 交流館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、交流館の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付すことができる。

(使用許可の制限)

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流館の使用を許可しない。

- (1) 使用目的が第 1 条に規定する目的に適合しないと認めるとき。
- (2) 専ら営利を目的とすると認めるとき。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 建物又は附属設備若しくは備付けの器具類等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (6) その他交流館の管理運営上支障があると認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第 11 条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた使用目的以外に交流館を使用し、又は使用権を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は交流館の使用を停止し、その他必要な措置を講ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が使用許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 第 7 条各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたとき。
- (4) 使用者が詐欺その他不正の行為により使用許可を受けたとき。

2 前項の規定による処分により使用者が被る損害については、市は、その賠償の責めを負わない。

○福山市交流館条例施行規則

平成 30 年 4 月 6 日  
規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、福山市交流館条例（平成 30 年条例第 17 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項前段の規定による使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、福山市交流館使用許可申請書（以下「使用許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 使用許可申請書の受付期間は、使用予定日（引き続き 2 日以上使用しようとする場合は、その初日をいう。以下この項において同じ。）の前 3 月（体育室の使用に係るものにあっては、1 月）に当たる日から使用予定日の前日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可書の交付)

第 3 条 市長は、使用許可をしたときは、福山市交流館使用許可書（以下「使用許可書」という。）を当該使用許可に係る申請者に交付するものとする。

2 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、福山市交流館（以下「交流館」という。）を使用す

る際に使用許可書を提示しなければならない。

(変更許可の申請)

- 第4条 条例第6条第1項後段の規定による変更の許可(以下「変更許可」という。)を受けようとする者は、福山市交流館使用許可変更申請書に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。  
2 市長は、変更許可をしたときは、福山市交流館使用許可変更許可書(以下「変更許可書」という。)を当該変更許可に係る申請者に交付するものとする。  
3 変更許可を受けた者は、交流館を使用する際に変更許可書を提示しなければならない。

(使用時間)

- 第5条 交流館の使用時間は、使用許可を受けた時間内とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。  
2 使用者は、使用を開始した後においては、使用時間を延長することができない。ただし、市長が他の使用に支障がないと認めたときは、この限りでない。

(雑則)

- 第14条 この規則に定めるもののほか、交流館の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○福山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

平成16年9月27日

条例第35号

改正 平成23年12月22日条例第32号

平成25年12月26日条例第46号

令和3年3月18日条例第6号

(目的)

- 第1条 この条例は、条例等に基づく申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第3条 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

((電子情報処理組織による処分通知等)

- 第4条 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

- 4 第1項の場合において、市の機関等は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(一部改正〔令和3年条例6号〕)